

申込にあたっての注意事項

備蓄用食品に関する提供の申込にあたっては、以下の点について必ず御確認いただき、御了解下さい。

- 1 別紙に示す合意事項について了承する。
- 2 申込みは、原則 1 箱単位とする。
- 3 防衛省市ヶ谷庁舎まで引き取りに来られる者に限る。
- 4 提供数を上回る希望があった場合には、先着順とする。
- 5 上記に定めのない事項で疑義が生じた場合は、双方で協議の上決定する。

【合意事項】

1 備蓄用食品の提供

- (1) 備蓄用食品（以下、「食品」という。）を提供する前に、防衛省において本来の食料としての目的などに使用し、提供できる数量に変更が生じた場合には、提供量の調整を行う。
- (2) 食品の提供を受けるフードバンク団体等は、防衛省と協議の上、提供する食品の引渡し日時を決定し、当該日時に、防衛省市ヶ谷庁舎（下記マップ参照）での受取りを確実に行う。

2 提供食品の品質管理

食品の提供を受けたフードバンク団体等は、その品質が保持されるよう、以下のアからエまでの事項を遵守するなど適切に取り扱うとともに、譲渡先に対しても適切に取り扱うよう指導する。

- ア 食品の保管、荷捌きに必要な施設及び機械を設置・保有すること。
- イ 食品は床に直置きしないこととし、食品の衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管すること。
- ウ 保管中に汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、受取先に対して譲渡しないこと。
- エ 食品を保管する施設の衛生管理を適切に行うこと（定期的な清掃、採光、照明、換気等）。

3 食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

食品の提供を受けたフードバンク団体等は、提供食品の取扱いに関する情報（品目、引渡時期、提供個数、提供先）を記録し、これを1年間保存する。
また、譲渡した際は速やかに当該情報を防衛省に報告する。

4 責任の所在

- (1) 防衛省では、提供食品が食品の提供を受けるフードバンク団体等に引き渡されるまでの間、当該食品に定められた保管方法に従い適切に管理されていたことを保証する。引渡し後については、食品の提供を受けたフードバンク団体等の責任において提供食品の品質管理を行う。
- (2) 提供食品の譲渡後の事故の責任は、一切、防衛省に問わない。

5 賞味期限を過ぎた提供食品の取扱い

賞味期限を過ぎた提供食品を引き取る場合は、以下のアからウまでの事項を遵守する。

ア 食品の提供を受けたフードバンク団体等は、当該提供食品が賞味期限を過ぎたものであることを認識した上で、自らの責任において防衛省から当該提供食品を引き取ること。

イ 食品の提供を受けたフードバンク団体等は、当該提供食品の譲渡先を、当該提供食品を最終的に消費する者に限定するなどの措置を講じること。

ウ 食品の提供を受けたフードバンク団体等は、譲渡先に対して、譲渡先において当該食品を消費する際には、譲渡先自らが、その形状、色、臭い、味等を確認の上で、当該譲渡先の責任において食品として消費するか否かを判断する必要があることについて申し伝えること。

6 提供食品の譲渡先

食品の提供を受けたフードバンク団体等は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他生活支援を必要とする個人の支援を目的とする団体を通じて、又は直接個人に対して提供食品を譲渡する。

なお、食品の提供を受けたフードバンク団体等は、譲渡する前にやむを得ず提供食品を廃棄する場合は、適切に行う。

7 協議

本合意事項に記載なき事項又は本合意事項の解釈に疑義の生じた事項については、食品の提供を受けたフードバンク団体等と防衛省とで信義誠実のもとに協議の上、解決する。

8 反社会勢力の排除等

食品の提供を受けたフードバンク団体等は、自己が現在また将来にわたって反社会勢力に該当しないこと、また、不当な要求や脅迫、暴力的行為、防衛省の信用を毀損する行為を行わないことを約する。

9 転売等の禁止

提供食品は、転売及び金銭その他の有価物との交換は禁止する。

防衛省市ヶ谷庁舎案内図

